

多子世帯の大学授業料等無償化について（2024/12/11 現在）

2025年度より、多子世帯の大学授業料等は無償化する制度が始まります。申込方法等の詳細は2025年2月頃に国から発表される見込みです。

現時点で判明している情報について、以下のとおりお知らせします。

- ・多子世帯とは、生計維持者の扶養する子供が3人以上いる世帯を指します。
※扶養状況の確認は、原則として申請時点で確定している前年以前の年末（12月31日）時点の住民税情報によって行われます。
2025年在学採用（4月）⇒2023年12月31日時点
2025年二次採用（9月）⇒2024年12月31日時点
- ・授業料減免を受けるには、定められた期間に申請を行う必要があります。自動的に減免される制度ではありません。立教大学では、2025年4月に申請受付予定です（2025年4月募集要項公開予定）。
- ・「無償化」という言葉が前面に出る広報がされていますが、支援対象となる金額には上限があり、**完全に学費が無償化される制度ではありません。**立教大学の場合、年間の授業料70万円、入学金20万円が支援額となります。
※休学等により支援額が変更となる場合があります
- ・日本学生支援機構給付奨学金の第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に該当する場合、多子世帯の授業料等無償化による授業料等減免に加えて、区分に応じた給付奨学金が支給されます。
- ・日本学生支援機構大学等奨学生予約採用で給付奨学金が不採用となった方は、2025年4月から多子世帯の授業料等減免を受ける予定でも、新入生は所定の期日までに満額の入学手続金を納める必要があります。
※入学後の申請により授業料等減免対象者と認められた場合、春学期分（2025年4月～9月）の減免額は、秋学期分の学費に充当します。
※日本学生支援機構給付奨学金の第Ⅰ～Ⅳ区分の予約採用が決まっている場合、入試種別によっては徴収が猶予される場合があります。詳細は入試要項をご確認ください。

新2年次生以上で2025年4月から多子世帯の授業料等減免を受ける予定の方につきましては、春学期分の学費その他の納入金の納付について、財務部経理課よりご案内する予定です（2025年6月以降を予定）。

- ・支援の継続には、住民税情報に基づく多子世帯要件を引き続き満たすことのほか、学業に関する要件も

満たす必要があります。要件を満たさない場合は、支援が終了となりますのでご注意ください。

参考：「文部科学省「高等教育の修学支援新制度の学業要件について」

https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_1.pdf

「文部科学省「令和 7 年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）」

https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf

<参考>

文部科学省

「(令和 7 年度～) こども未来戦略を受けた多子世帯の大学等の授業料等無償化について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm